

農村景観の評価と保全

武内 和彦

農村景観の評価と保全

武内 和彦

1. 農村景観考察の意義と視点

1.1 農村景観の基本的特徴

農村景観は、長期にわたる農村住民の生活・生産活動を通じての人間と自然環境のかかわりのなかで生みだされてきたものである。所与としての自然環境と並ぶ景観形成の主体である農村住民は、また実質的な景観管理の主体でもある。一方、景観は、人間の知覚を通じて初めて認知されるものであるが、農村住民はここでも主要な認識、評価の主体である。このように、自然環境と密着した生活・生産活動が介在していることや、景観をとりまく主体が、農村住民に収斂する点は、本来の農村景観がもつ基本的特徴といえよう。

農村景観は、農村住民の地域に対する深いかかわりのなかから生まれてきたものであるから、たんに景観の審美的価値という側面からのみ考察するのは、あまりにも皮相的にすぎないといわざるをえない。1961年から始まった有名な西ドイツの農村美化コンクール「わが村は美しく Unser Dorf soll schöner werden」においても、その目的とするところは、集落の花いっぱい運動をおし進めるといよりも、生存環境の改善や美意識の向上をうながすことにあり、コンクールそのものは、秩序ある環境を住民の総意で生みだしてゆくための教育的手段であると位置づけられている (BVNL, 1968)。

したがって、農村景観の考察は、まず農村住民の農村環境に対するかかわりを考えることから出発しなければならない。

1.2 農村景観考察の今日的意義

地域の独立性が高かったかつての農村においては、農村住民と農村景観の関係は一義的であった。農村住民により形成され、管理された景観要素は、それ自身生活・生産的機能を充足しながら、全体としての農村景観の構成部分の役割をはたしていた。そこでの農村景観は、自然環境の性質に強く影響されて、まさに「風土」とよぶにふさわしい様相を呈していたのである。

しかし、近代化が進み、農村が社会・経済的にも空間

的にも独立した存在ではありえなくなっている今日、農村景観に大きな構造的変化が引き起こされている。その第1は、都市化の影響によるものである。スプロールの影響を受けた都市近郊農村では、農村景観に都市景観が混在するようになり、大都市近郊では、農村景観そのものが消滅してしまう事態も生まれた。都市の外延的拡大の影響を受けない農村においても、都市的生活様式の浸透に伴う農村景観の変化は著しい。

第2に、農村をとりまく技術の革新により、自然環境に依存しない生活・生産様式が生みだされ、また、かつての農村景観要素がもっていた多様な機能は分解され、各機能ごとに刷新の対象となってきた。その結果、かつての風土的農村景観は、近代的農村景観へと変貌したが、地域の生態的秩序と多様性はなおざりにされるようになってしまった。

第3に、農村住民の農村景観に対するかかわりの変化があげられる。都市化や技術革新の波のなかで、農村住民は、必ずしも日常的な景観管理の主体ではなくなった。また、農村住民の景観認識も徐々にうすれつつあり、とくに都市近郊では、その傾向が顕著になってきた。

こうした状況のなかで、農村景観をどう評価し、どう保全してゆけばよいか、逆に、農村計画の重要な課題となってきている。それは、(1) 都市的圧力のなかで農村の物的存立をどう保持するか、(2) 機能分化の進むなかで、農村景観としてのまとまりをどう維持し、環境保全をはかるか、(3) 農村住民の農村景観に対する再認識をどううながし、さらに景観管理の再構築をはかるか、といった課題である。また、すでにヨーロッパにみられるように、今後は、余暇活動の活発化に伴い、都市住民と農村景観の結びつきの強まることが予想される。その場合、農村住民と都市住民という異なる主体間の調整と、それに基づく景観形成、景観管理のあり方が検討されなければならないだろう。

こうした課題を解決するための方策を求める基礎として、今日、農村景観を考える必要性が生じているのである。

1.3 農村景観考察の視点

以上のべた農村景観考察の今日的意義をふまえて、考察においてとるべき視点をいくつか整理することができる。

まず、初めに、農村景観の問題を、たんに風景的な問題として理解するのではなく、景観を形成する地域秩序のあり方の問題として考察する視点が必要である。このことは、風景が限られた眺望点においてのみ価値をもつ広域レベルでは、とくに重要である。ここでは、むしろ農村景観を、一つの地域生態系としてとらえる視点が求められよう。そのさい、景観の主要構成部分としての土地自然と土地利用の生態学的バランスの問題が検討されなければならない。とくに、農村における土地利用は、生物的土地利用であるから、考察にあたっては、生物生態的基礎をふまえた緑地的アプローチが有効である。さらに、都市化の圧力のなかで、農村景観保全のあり方を考える場合には、上記視点に基づく土地利用計画的アプローチが必要である。

つぎに、農村景観を形態的に考察する視点と並んで、機能的に考察する視点をもつことが必要である。農村景観においては、一つの景観構成要素がいくつかの機能的役割をはたしている例をみることが少なくない。むしろ多面的な機能のまとまりが形態に反映しているのが、本来の農村景観の特徴であったともいえる。その意味で、今日的な農村景観を考察するにさいしては、形態と機能

が結びついているかどうか注目する必要がある。農村景観の評価を行う場合には、形態を呈する視覚的価値を評価すると同時に、形態をささえる機能的価値も評価する視点が必要となろう。また、農村景観は長い時間を経て形成されたものであるから、景観の歴史的価値についても評価を行わなければならない。このことは、とくに、歴史的風土保全の一環としての歴史的農村景観保全を考える場合、重要である。

さらに、認識主体の立場にたつて農村景観を考察してゆく必要がある。いうまでもなく、認識主体の中心は、農村住民であり、農村住民を主体においた農村景観の評価や保全のあり方が検討されなければならない。そのさい、農村景観管理をどう行ってゆくかが重要な問題となろう。また、前節で述べたように、都市住民の観光レクリエーションの対象として、農村景観を考えてゆくことも、今日的には重要な課題であろう。

2. 農村景観の評価

農村景観の評価は、対象とする空間のスケール（認識のレベル）、評価の視点の差異により、おのずから異なったものとなる。本来ならば、そうした個々の評価を体系化したうえで、農村景観の総合的評価手法を提示すべきであるが、従来の評価手法はそこまでの段階に達していない。そこで、本論では、先にのべた三つの視点に基づく評価のあり方について考察するにとどめ、総合評価

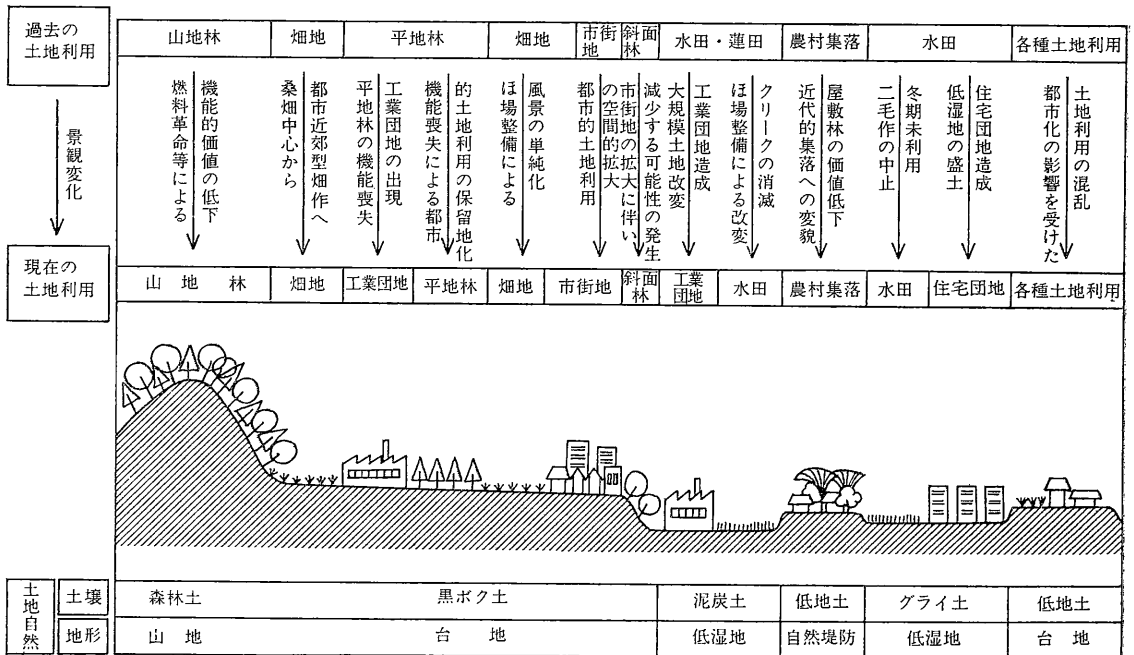


図1 土地自然と土地利用の結びつきの模式図（関東中央部）

の提示については、今後の大きな課題としたい。

2.1 地域生態系としての農村景観の評価

農村景観の問題を、景観を形成する地域秩序のあり方の問題としてとらえようとするとき、まず、景観構成要素とそれらの集合体としての景観構造が把握されなければならない。筆者（武内，1981）は、広義の景観（景域）を大きく土地自然（地域の土地的な自然要素の集合体）と土地利用の側面から構成されるものとしてとらえ、かつ、土地自然と土地利用の間には一定の相互関係が存在するものと考えた。この考え方に従えば、土地自然と土地利用の組み合わせにより、今日の景観構造がある程度まで把握され、さらに過去の両者の組み合わせと比較検討することによって、今日の農村景観構造のもつ問題点が明らかになる。

図1は、関東中央部において典型的にみられる土地自然と土地利用の結びつきをしめしたものである。ここでは、おおむね土地自然に対応した土地利用がいとなまれているといえる。しかし、今日の土地利用状況を見ると、いくつかの問題点のあることがわかる。その第1は、この地域で、東京大都市地域の外延的拡大の影響を受けた工業団地、住宅団地など都市的土地利用の増加がみられ、平地林、湿田など比較的存立基盤の弱い農業的土地利用を蚕食しつつあることである。また、第2にこの地域の典型的景観といわれてきた平地林や高生垣を含む屋敷林が、今日必ずしも機能的裏づけをもたなくなったことである。平地林は、用材林、薪炭林、防風林としての機能がうすれ、今日では都市化のための保留地の色彩が濃くなっている。また、屋敷林は、住宅様式の近代化に伴い、防風林機能はさほど認められなくなり、かえって日照を妨げる存在として問題視されはじめている。このほか、山地林についても、生産機能の低下が問題となっている。また、第3に、土木技術の進歩により、ほ場整備や工業・住宅団地の造成にさいして、大規模な土地自然の改変が行われていることがあげられる。とくに、低湿地では、クリークの埋立や盛土が進み、歴史的農村景観は大きく変貌している。

こうした問題をふまえて、農村景観の保全をはかるためには、まず、土地自然と土地利用の生態学的バランスの評価、すなわち生態学的土地評価を行うことが必要である。つぎに、農業的土地利用と都市的土地利用の調整、すなわち土地利用ゾーニングを行う必要がある。さらに、機能的裏づけの希薄となった景観域を保全するためには、農村生活の快適性保持に不可欠な非機能的価値の再認識をうながすとともに、レクリエーション機能など新たな機能を付加してゆくことが必要である。また、土木技術の導入にさいしては、できるかぎり自然環境のもつ多様

性を保持してゆくための対策を考えてゆくべきであろう。

2.2 農村景観の価値評価

先に述べたように、農村景観の評価は、それが農村住民にとっていかなる意味をもっているかを考えたうえで、多面的に行う必要がある。具体的には、農村生活の快適性保持に不可欠な農村景観の機能的、視覚的、歴史的価値などについて評価を行い、農村景観のもつ重要性を浮かびあがらせることが求められる。

表1は、山梨県鳴沢村鳴沢地区を例に、農村景観構成要素のなかでもとりわけ重要な緑地部分をぬきだし、上記価値に基づく緑地形態の分類を試みたものである。ここでは、農村住民にとっての価値を知るために、現地での聞き取り調査を行い、その結果に基づいて分類を行った。表2は、緑地の価値分類をふまえて、各価値に基づく重要度を3段階に区分し、さらにそれを総合的な保全ランクにまとめたものである。この分級結果に基づいて、農村景観構成要素としての緑地の保全指針が導かれる。

社寺林は、機能的、視覚的、歴史的価値のそれぞれが高いものと認められる。すなわち、この緑地部分は、地域のシンボリックな意味をもっており、厳正保護がされるべきである。また、屋敷林・高生垣も、当該地区の集落内を構成する緑地部分として重要な意味をもっている。この部分は、個人所有に帰するため、厳正な保護は可能でないが、共通意識のもとに、保護を進めてゆくことが望まれる。二次林・植林は、がけくずれ防止等の保安機

表1 景観構成要素としての緑地形態の分類（鳴沢村）

緑地の価値	緑 地 形 態	
機能的価値	生産機能	二次林・植林
	防風・防雪機能	屋敷林・高生垣、並木
	防火機能	屋敷林・高生垣
	がけくずれ防止機能	社寺林、二次林・植林
視覚的価値	屋敷林・高生垣、生垣・個人庭園、社寺林、(二次林・植林、並木)	
歴史的価値	社寺林、(屋敷林・高生垣)	

表2 緑地の重要度区分と保全ランク（鳴沢村）

緑地形態	緑 地 の 重 要 度 区 分			
	機能的価値	視覚的価値	歴史的価値	保全ランク
社 寺 林	A	A	A	V
屋敷林・高生垣	A	A	B	IV
二次林・植林	A	B	C	III
並 木	A	B	C	III
生垣・個人庭園	C	A	C	II
その他の空間	C	C	C	I

A：価値が高い，B：価値が認められる，C：価値が認められない，V：厳正保護，IV：保護，III：保全，II：利用，I：緑地造成

能が高いものと認められる。したがって、林地としての利用をはかりつつも、皆伐等の措置を避けながら維持してゆくべきものと考えられる。並木についても、防風林としての機能が強く認められる。したがって、現存する並木は、できるかぎり保護し、さらには場、施設地の周辺に造成されてゆくべきであると考えられる。また、生垣・個人庭園については、個々の住民の利用に供されつつも、集落全体として調和のとれたかたちで維持されてゆくことが望まれる。

こうした保全指針は、地域の特性に応じて求められるべきであり、そもそも、農村景観の分類および評価にさいして、安易な一般の基準の提示は避けるべきであろう。また、農村景観のもつ価値を減少せしめないための方策を求めるばかりでなく、積極的に価値を高めるための景観造成が考えられる必要がある。

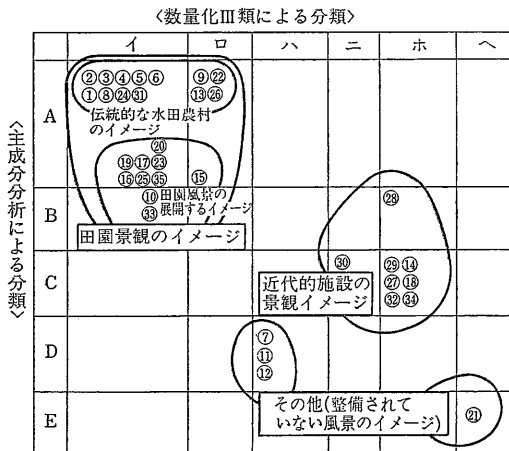


図2 アンケート調査による農村景観美の総合類型 (農村開発企画委員会, 1981)

- ①苗代田の景, ②代田の景, ③植田の景, ④青田の景, ⑤秋の田の景, ⑥稲架・稲穂のつづく景, ⑦冬田の景, ⑧れんげ田の景, ⑨案山子のみえる景, ⑩四角に整理された田の続く景, ⑪不整形な未整理の田の続く景, ⑫千枚田などの不整形の棚田の景, ⑬麦秋の景, ⑭水田地帯にコントリーエレベーターのそびえる景, ⑮夏蚕のころの桑畑のひろがる景, ⑯茶畑のひろがる景, ⑰花や実をつけた果樹園のひろがる景, ⑱ビニールハウスの多くみえる景, ⑲広い牧草地の景, ⑳牧草地に畜舎やサイロのみえる景, ㉑豚舎や鶏舎の多くみえる景, ㉒野川や溜池のみえる景, ㉓大きな川のみえる景, ㉔鎮守の森など森や林のみえる景, ㉕山のみえる景, ㉖水田地帯にワラ屋根瓦屋根のみえる景, ㉗水田地帯に原色の屋根のモダンな家のみえる景, ㉘水田地帯に学校, 役場, 農協等の木造の大きな建物がみえる景, ㉙水田地帯に学校, 役場, 農協等の鉄筋コンクリートの大きな建物のみえる景, ㉚草地や森林の中に原色の屋根のモダンな家のみえる景, ㉛生垣の続いた家並み, ㉜ブロック塀のつづいた家並み, ㉝樹の多く植えられた農村公園, ㉞遊具のみの農村公園, ㉟すべてが雪に覆われた白銀の景

2.3 農村住民による景観美の評価

農村景観が、本来的に農村住民の認識像である以上、農村景観の評価を農村住民の意識に基づいて行おうとするのは、当然のなりゆきといえる。しかし、こと審美的評価に関しては、個々人の価値感が左右し、一般にいわれているような景観美の客観的評価は、必ずしも容易でない。そこで、最近では、アンケートなどを用いた計量的アプローチが試みられるようになってきている。

図2は、農村開発企画委員会(1980, 1981)が、全国5市町村の農村住民を対象にアンケートを行った結果から、多変量解析により、回答者の審美的嗜好に基づく農村景観美の類型を試みたものである。この結果をふまえて、農村住民が、田園景観イメージと近代的施設の景観イメージを対立的にとらえ、さらに、審美的評価のうえから、前者を肯定的に位置づけていること、また整備されていない風景のイメージは、たとえそれが伝統的なものであっても、消極的な評価をうけること、が推論として示されている(農村開発企画委員会, 1981)。

こうした評価結果を、農村景観の保全施策につなげてゆくためには、さらに手法の改善と事例の積み重ねが必要であろうが、近代的施設が景観美という側面からみて、少なくとも積極的な評価を得ていない点などは、農村景観の保全を考えるうえで、十分考慮すべき結果と考えられる。

3. 農村景観の保全的課題

以上のべてきたようなかたちで、多様に認識され評価される農村景観をどう保全してゆけばよいのであろうか。ここでは、農村景観の保全的課題をいくつか整理し、説明してみたい。

3.1 農村土地利用計画の策定と景観保全

農村景観保全のためのもっとも根本的な対策は、土地自然のもつ多様性を生かしながら土地利用を営むことである。そのためには、自然立地的土地利用計画を含む広義の景観計画(景域計画 Landschaftsplanung)の策定が必要であり(井手, 1974)、それに基づく農村土地利用計画の策定が必要である。とくに、自然環境の保全や都市的土地利用との調整には、十分留意すべきである。また、農業開発においても、大規模な土地自然の改変や、土地利用の単純化を避け、地域の特性にあった適正規模の開発を考えるべきである。

また、従来の農村計画のなかでは、緑地計画に対する認識がきわめて低い。しかし、緑地は、農村景観を構成する重要な要素であり、生産機能以外にもさまざまな価値を有する空間として位置づけられる必要がある。その意味で、農村緑地計画を確立することは、農村景観保全

を達成するうえできわめて重要といえる。この農村緑地計画のなかでは、自然保護や歴史的景観の保全に対しても、十分な配慮が求められる(亀山, 1980)。

3.2 多様な価値の認識と景観保全

戦後の日本の農村は、高度経済成長下で、生産性向上に重点がおかれてきた。その結果、快適性(amenity)という言葉に代表される多様な環境の価値に対する認識はうすれ、生産に直接かかわる農村整備(とくにほ場整備等の基盤整備)のみが先行してきたといえる。しかし、環境問題が国土全域に普遍化したなかで、農村においても、あらためて生活・生産環境の改善の必要性が叫ばれている。今日こそ、まさに、農村景観のもつ多様な価値を再認識する絶好の機会といえる。

伝統的な農村形態が保存されている場合には、それがもつ歴史的、文化的、教育的価値を認めたくて、形態を保存しつつ新しい機能を付加してゆくための方策が求められる。また、歴史的農村景観が当該地域の農村住民を超えて広く評価されるものである場合には、現状の景観を総体として、凍結的に保存する必要性も生じようが、その場合には、凍結的保存に伴う農村住民の社会的・経済的損失に対する補償や施策を考へることが必要となろう(三好, 1977)。

また、近代的施設を新たに農村に配置したり、基盤整

備等を行う場合には、伝統的農村形態との調和をはかりながら、整備を進めてゆく必要がある。そのさい、伝統的景観部分と近代的景観部分の不連続性を緩和するために、緑地を用いた修景が有効である。その意味でも農村緑地計画の重要性が指摘できる。

3.3 景観管理への住民参加

集落や農地をはじめとして、農村景観を構成する大部分の空間は個人有地であり、農村住民の景観管理への積極的参加なくして、景観保全は達成しえない。農村地域において真に住民参加を可能とするものは、歴史的共属意識であり、それが崩壊しつつある今日、意識の高揚をうながすことが急務である。また、鎌倉などの例にみられるように、景観保全を達成するうえで、住民を指導するリーダーのはたす役割は大きい。その意味で、リーダーの養成とともに、専門家によるアドバイスを進めることもまた必要と考えられる。

西ドイツの「わが村は美しく」コンクールへの参加をよびかけたノルトライン-ウエストファーレン州のパンプレット(1964)では、景観管理のよい例と悪い例を対照しながら、農村住民に具体的な評価基準を提示している(図3)。こうした努力は、わが国においても、当然試みられるべきものであろう。

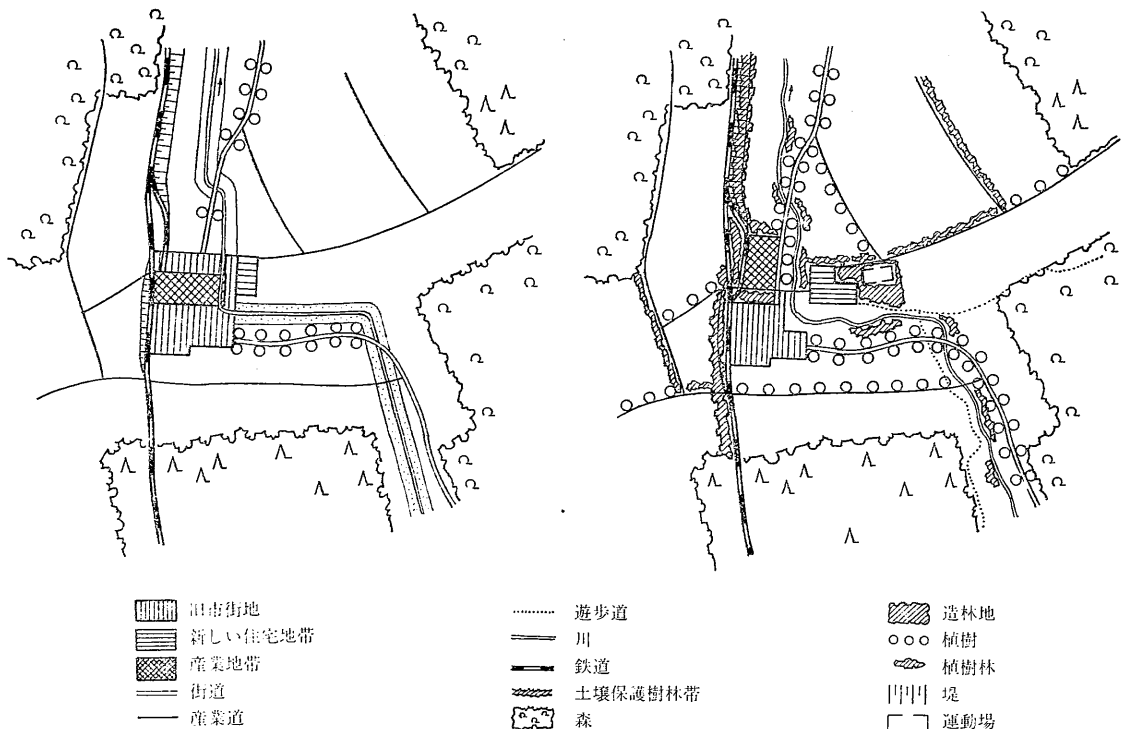


図3 谷あいの居住地区の整備例(左が悪い例, 右がよい例, ノルトライン-ウエストファーレン州, 1964)

3.4 レクリエーション利用と景観保全

レクリエーション利用の必要性は、農村の内部および外部からもたらされている。農村内部におけるレクリエーション利用の必要性は、農村生活様式の近代化に伴う近代的スポーツ施設の要求が高まり、また農村景観のもつ多様な機能が分解され、単一目的的な空間が広がったことにより、レクリエーション利用を特定の空間に特化させる必要が生じたことによって、もたらされたものである。そのため、現在、農村においても農村公園とよばれる都市的公園の整備が進められているが、今後は、農村景観と調和したレクリエーション施設のあり方が十分検討されるべきである。また、施設にとらわれない農村の自然環境の活用にも十分配慮すべきであろう。

農村外部からのレクリエーション利用の必要性は、都市住民の余暇活動の活発化や長期化に伴って、今後ますます高まることが予想される。その場合、農村住民の生活・生産活動との競合が生じる可能性もあるが、あくまでも、農村住民により保全された農村景観を、都市住民が観光レクリエーションの対象として訪れるという基本線は守られるべきであろう。ただし、用材林や薪炭林としての生産機能がうすれた二次林域では、林地の環境保全的機能を保持しつつ、レクリエーション利用に供することが可能である。別荘地の開発は、その代表例であるが、しかし、外部資本による乱開発がもたらす弊害も多い。少なくとも、農村住民の運営・管理への参加により、既存の農村景観への軋轢は排除すべきものであろう。また、大都市近郊地域では、現在 国営武蔵丘陵森林公園（埼玉県比企郡）にみられるように、二次林をとり込んだかつての農村景観を主体とする大規模自然公園の建設が進むであろう。その場合、周辺の農村住民、農村景観との関連づけを十分検討したうえで、大規模公園の運営・管理が計られるべきであると考えられる。

いずれにしても、農村のレクリエーション利用を考えるにさいしては、農村景観、とりわけ自然環境のもつ多様性が十分評価される必要がある。西ドイツの農村のレクリエーション評価では、生物相の多様な水辺地や林縁が高く評価されている（Kiemstedt, 1968）が、わが国に

においても、こうした生物空間の多様性の保全について、配慮してゆくことが強く望まれるのである。

4. おわりに

本論は、農村景観の評価と保全のあり方について、おおよその輪郭提示を試みたものである。本論で説明しているような広義の概念としての景観に対して、従来より筆者らは景域という用語を用いているが、ここでは、特集のテーマに即して、景観の用語に統一した。いうまでもなく広義の景観は、風景的意味に限定される狭義の景観を内包したものであり、1.1 で述べたような理由で、とくに農村においては、狭義の景観のみを評価・保全の対象とするだけでは不十分である。このことは、西ドイツにおいて、広義の景観保全（景域保全 Landschaftspflege）を目標とした評価論、計画論が、これまで農村を中心に発達してきたことから裏づけられる。

従来わが国では比較的議論の少なかった農村景観の問題について、今後さらに評価論、計画論、保全論を展開してゆく必要があるように思われる。

参考文献

- Bundesanstalt für Vegetationskunde, Naturschutz und Landschaftspflege (1968) Bundeswettbewerb "Unser Dorf soll schöner werden" — ein Instrument zur Neuordnung des ländlichen Raumes. Schriftenreihe für Landschaftspflege und Naturschutz, Heft 3, 7~72.
- 井手久登 (1974) 景域計画の方法. 農村計画, 4, 9~15.
- 亀山 章 (1980) 農村計画における緑地計画の概念について. 農村計画, 9(1), 10~17.
- Kiemstedt, H. (1968) Möglichkeiten zur Bestimmung der Erholungseignung in unterschiedlichen Landschaftsräumen. Schriftenreihe für Naturschutz und Landschaftspflege, Heft 3, 85~99.
- 三好勝彦 (1977) 歴史的風土の保存に関する日本の現状と課題. 歴史的風土保存に関する国際シンポジウム, 29~37.
- 農村開発企画委員会 (1980) 農村の景観美と快適性. 120 pp.
- 農村開発企画委員会 (1981) 農村地域景観形成の技法. 145 pp.
- ノルトライン-ヴェストファーレン州 (農村開発企画委員会訳刊 (1974))(1964) わが村は美しく. 農村工学研究, 別冊, 86 pp.
- 武内和彦 (1981) 自然立地的土地利用計画の方法論的研究. 造園雑誌, 44(3), 137~154.
- (たけうち かずひこ・東京都立大学理学部地理学教室)